

平成29年 第3回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成29年2月9日（木）午後0時35分

場 所：教育委員会室

平成29年2月9日

東京都教育委員会第3回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第5号議案

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画の策定について

第6号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第7号議案

「いじめ総合対策【第2次】」の策定について

第8号議案

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第9号議案から第12号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会報告書」について

(2) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛
委 員	秋 山 千 枝 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	伊 東 哲
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	初 宿 和 夫
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	出 張 吉 訓
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成29年第3回定例会を開会します。

本日は、報道関係は産経新聞社外7社、個人は合計6名から取材・傍聴の申込みがございました。冒頭のカメラ撮影はございません。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回1月12日開催の第1回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第1回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回1月26日開催の第2回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第9号から第12号までの議案及び報告事項（2）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第5号議案 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画の策定について

第6号議案 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 第5号議案、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画の策定について及び第6号議案、東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、これらは関連する内容ですので、一括して説明を特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 第5号議案資料を御覧ください。東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画－共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進－について、説明します。

昨年11月24日の教育委員会において本計画の骨子を報告し、公表後には都民の皆様から広く御意見を頂きました。前回の教育委員会では頂いた御意見を報告しましたが、本日は、都民の皆様から頂いた御意見のほか、都議会ほか関係各方面から頂いた御意見も踏まえて取りまとめた計画案について説明します。

なお、骨子から変更・追加した内容を中心に説明します。

まず、「I 計画策定の背景」ですが、骨子からの大きな変更はございません。記載内容は、これまでの取組の成果、障害者等を取り巻く状況の変化、知的障害のある児童・生徒を中心とした今後の在籍者数の増加等を踏まえて、推進計画（第二期）を策定するというものです。

2 ページを御覧ください。「Ⅱ 計画の構成」ですが、10年間の長期計画と4年間の実施計画の2部構成です。

「Ⅲ 計画の基本理念とポイント」です。まず、本計画の基本理念を掲げています。「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」としており、これは骨子から変更ございません。

ただし、「貢献できる」という文言について、この言葉の裏には役に立たない人間はだめだという考え方があるのではないかという御意見があったことを踏まえ、計画本文中の「基本理念」の説明の追記を行っています。本文の27ページを御覧ください。本計画では、障害の軽重にかかわらず、全ての障害のある子供たちの教育を充実していくことを念頭にしていますが、パブリックコメントを踏まえて、障害の重い子供たちも含めて、この基本理念を掲げたことを明確にするために、説明文の追記をしています。第2段落ですが、「障害のある人々が生きる姿は、家族や医療・福祉関係者、教職員、地域住民等をはじめとする周囲の者にとって、生きがいや励みとなり、お互いを尊重し、支え合う心を育むなど、誰もが生き生きと生活できる社会を創造する活力となっています。」と加筆するとともに、このページの一番下ですが、「障害者の社会貢献」についての説明として、「障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含め、『貢献』と表現している。」ということで、どんなに障害が重くても、生きているだけでも周囲に良い影響を及ぼすということを追記しています。

概要版の2ページを御覧ください。「計画のポイント」として三つ掲げています。三つのポイントのタイトルと、方向性のⅠからⅣまでについては変更はございませんが、ポイント1の「全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見つけ」という部分は、骨子では「就労や進学など」という表現で「将来の夢や希望を実現するため」とつながっていましたが、障害の重い児童・生徒への記述があると良いのではないかとのパブリックコメントを頂いたことを踏まえて、記載の内容に変更しています。

3 ページを御覧ください。「Ⅳ 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の目指す

将来像と政策目標」です。方向性Ⅰ、特別支援学校における特別支援教育の充実ですが、政策目標を一つ加えています。パブリックコメントで障害が重い生徒の社会参加と自立を踏まえた政策目標を示すべきという御意見があったことを踏まえ、自立活動を主とする教育課程を履修する児童・生徒の個別指導計画を複数の分野の専門家が関与して作成しているということで、障害の程度が重い子供の個別指導計画について、複数の分野の専門家が関与することを目指すものです。現状は半数弱ですが、10年後には対象となる子供が在籍する全ての都立特別支援学校で実施することを目標に掲げています。

方向性Ⅱは、骨子からの大きな変更はございません。

4ページを御覧ください。方向性Ⅲ、変化・進展する社会への対応ですが、政策目標のうち、アートプロジェクト展に応募する児童・生徒数について、今年度の実績値を踏まえて、規模を1,200人と上方修正しています。

方向性Ⅳと5ページの推進計画の体系については、骨子から大きな変更はございません。

続いて、6ページを御覧ください。「Ⅴ 第一次実施計画における主な取組」です。まず、骨子からの全体に係る変更点として、年次計画表を加えています。平成29年度から平成32年度までの個別事業の取組内容を記載しています。

方向性Ⅰです。職能開発科の設置では、知的障害が軽度から中度の生徒の企業就労のために、現在の2校に加えて新たに6校に設置し、平成30年度には江東特別支援学校に職能開発科を設置します。

また、知的障害特別支援学校の適正な規模と配置では、在籍者数の将来推計を踏まえて、学校の新設や校舎の増改築をはじめとした多様な方法を用いて、必要な教室を確保することで、間仕切り教室、転用教室を解消します。

病弱教育部門の再編等による病院内教育の充実では、特別支援学校4校、つまり、光明学園、北特別支援学校、墨東特別支援学校及び小平特別支援学校に病弱教育部門を設置し、病院内教育を充実するとともに、病院内訪問教育機能を拠点化し、在籍者数の変動に柔軟に対応できる指導体制を構築します。これについては、後ほど詳しく説明します。

3点目に、一部の記述を加えています。骨子段階では「タブレット端末の活用による中継による指導」という記述のみでしたが、パブリックコメントで病院内訪問教育の更なる充実を求めるという御意見があり、また、来年度予算に必要な経費を計上できたことを踏まえて、病弱教育支援員を配置して指導の時数を週3日から週5日まで増やすことを追記しています。

7ページを御覧ください。三つの事項につきまして、骨子段階では記載していませんでしたが、パブリックコメントや都議会での御指摘を踏まえて、新たに記述したものです。

1番目は、児童・生徒の通学環境の改善、具体的にはスクールバスの充実です。パブリックコメント及び都議会から、スクールバスの乗車時間を更に短縮すべきという御意見を頂きました。そこで、肢体不自由特別支援学校でのスクールバスについて、全てのコースで児童・生徒の乗車時間を60分以内に短縮するとしています。年次計画にあるとおり、平成32年度に肢体不自由特別支援学校の全ての児童・生徒の乗車時間を60分以内にするという計画です。

医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒への支援の充実では、パブリックコメントで、肢体不自由特別支援学校以外での医療的ケアを望むという御意見を頂き、また、都議会からも同様の趣旨の御要望を頂きました。そこで、肢体不自由以外の特別支援学校においても、肢体不自由特別支援学校と同程度の医療的ケアを実施する体制を整えるということを加えています。

副籍制度の充実による交流活動の推進は、パブリックコメントで、副籍制度の充実には、受入校の体制や障害への理解というソフト面の課題があるという御指摘があったことを踏まえ、記述を追加しています。交流する児童・生徒の紹介や障害への理解などの理解推進授業を実施することに加えて、オリンピック・パラリンピック教育を活用して、障害者スポーツを通じた交流活動を促進していきます。

8ページ、9ページを御覧ください。都立特別支援学校の施設整備計画です。平成29年度から平成32年度まで、各校ごとの実施内容の記載を加えています。

10ページを御覧ください。方向性Ⅱ、小学校、中学校及び都立高校等における取組です。都立高校等における発達障害教育の推進では、通常の授業を一部抜けて特別な

場で行う指導である通級による指導について、パイロット校を秋留台高校として、平成30年度運用開始予定として検討します。また、発達障害のある生徒を対象に、土曜日などに学校外で特別な指導・支援を実施します。

通常の学級における指導等の充実は、今年度中に取りまとめるユニバーサルデザインの考え方に基づく事例集を活用し、小・中学校の通常の学級で全ての児童・生徒にとって、分かりやすい授業等を促進してまいります。

方向性Ⅲです。障害者スポーツを通じた教育活動等の推進では、障害者スポーツの拠点として、都立特別支援学校の体育施設等の環境整備を推進します。年次計画にあるとおり、平成29年度は10校で施設開放を実施するとともに、平成30年度以降、順次拡大していきます。

次に、芸術分野の取組ですが、優れた作品のアートプロジェクト展等への出品や、特別支援学校のスクールバスへの掲載、つまり、ラッピングバスにより、子供たちの創作意欲を喚起するとともに、都民の理解を促進していきます。年次計画にあるとおり、平成29年度にラッピングバスの全校導入をします。

12ページを御覧ください。方向性Ⅳ、特別支援教育を推進する体制の整備・充実です。就学相談の機能充実では、パブリックコメントで、子供本人や保護者が最も適した学校を選択できるようにしてほしいという御意見があったことを踏まえ、また、予算措置ができたので、弁護士、医師等で構成する専門家チームを設置し、専門的な知見に基づく助言を行うことができる体制を整備していきます。

計画の概要に関する説明は以上です。

A4判横の添付資料を御覧ください。お寄せいただいたパブリックコメントについて、都教育委員会の考え方を整理したものです。本文修正を行った場合には、都教育委員会の考え方欄に括弧書きでページ数を記載しています。主な本文修正箇所は、先ほどの概要説明と重複しますので、説明は省略します。

次に、第6号議案資料を御覧ください。東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明します。内容は、病弱教育部門の設置及び病院内訪問教育の拠点化についてです。

本規則の内容は新たな計画にも盛り込んでいますが、教育委員会規則の改正を伴う

ので、改めて説明します。

まず、課題①ですが、担当教員の計画的配置や専門性の向上が困難という状況があります。病院内教育は、専門性の異なる肢体不自由特別支援学校の教育の一部として実施されており、病院内教育の専門的な知識やノウハウを持った教員を計画的に配置・育成することが難しい状況にあります。

課題②ですが、安定した指導体制の確保が難しいということで、各学校に在籍者が分散しているため、小規模な在籍者数となりやすく、十分な指導体制の構築は難しくなっています。また、年度途中の在籍者数が大きく増加した場合、本校からの応援等の柔軟な対応には限度があるという状況です。

そこで、病院内教育の充実に向けた対応策・効果ですが、肢体不自由教育部門とは別に「病弱教育部門」とすることで位置付けを明確化して、一定規模の職場を形成し、病弱教育の専門性を有する教員を計画的に配置・育成したいと思います。また、設置校を拠点化することで、一定規模の在籍者数として安定した指導体制を確保していこうと考えています。

拠点化のイメージとして、病院内分教室を持ち、かつ、病院訪問も展開している学校について、肢体不自由教育部門とは別に病弱教育部門を設置した上で、近隣の学校から病院訪問の機能を集めることで、教育の専門性向上と安定した指導体制の確保を行っていこうと考えています。

設置する学校は、拠点校として記載されている4校で、光明学園、小平特別支援学校、北特別支援学校及び墨東特別支援学校です。

次ページを御覧ください。光明学園については、昨年7月、教育委員会規則改正により病弱教育部門が既に設置されています。残る3校、つまり、小平特別支援学校、北特別支援学校及び墨東特別支援学校について、今回、病弱部門を設置する規則改正を行うものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問はございますか。

【秋山委員】 パブリックコメントその他の御意見に対して、丁寧に答えていただき、本文の中に盛り込んでいただいたことを感謝します。一つお願いしたいのは、7

ページの「副籍制度の充実による交流活動の推進」の中で、オリンピック・パラリンピック教育を活用して交流を図るという部分を加えていただきましたが、是非、オリンピック・パラリンピック終了後も続いて交流できるような活動にしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【特別支援教育推進担当部長】 ありがとうございます。そのようにしていきたいと思っております。

【遠藤委員】 前回の御説明に対するパブリックコメント等の意見を反映したということで、内容が更に充実したと思っております。以前に示していただいた資料の中で、職能教育等の部門が二つありましたが、応募状況等を見ていると倍率が高くなっているということで、そこから外れた子供たちに対するケアについては、何らかの対策をとられるのでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 障害の程度が軽度から中度の職能開発科を設置している学校が現在は2校のみですが、増設を進めて職能教育の充実を図っていきます。さらに、本人の能力その他等で落ちてしまう子供たちに対しては、地域型の知的障害特別支援学校高等部普通科に就学が可能です。もともと高等部普通科で就労支援に対応してきていましたが、更に就業技術科、職能開発科も設置されるので、それらの知見も踏まえて、知的障害特別支援学校の高等部普通科の方でも職業教育の充実を行っていきたく思っています。

【遠藤委員】 専門教育をするところから外れたとしても、通常の特別支援学校高等部の中で同様の職能、あるいは技能教育を受けることができると理解してよろしいのでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 高等部普通科の方でも就労に結び付けるような作業学習等を各校で工夫して行っています。また、それは今後も充実させていきたいと考えています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、本件につきまして、原案のとおり御承認いただきました。

第7号議案 「いじめ総合対策【第2次】」の策定について

【教育長】 次に、第7号議案、「いじめ総合対策【第2次】」の策定について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 第7議案資料を御覧ください。「いじめ総合対策【第2次】」の策定について、説明します。

まず、「いじめ総合対策【第2次】」は、いじめ防止等の対策の更なる推進を図ることを目的として、東京都教育委員会、区市町村教育委員会、都内公立学校を対象として、平成29年4月から4年間にわたって実施する取組を示したものです。

策定までの経緯ですが、平成28年11月24日開催の教育委員会において、「いじめ総合対策【第2次】（案）」を提示して、御意見を頂いたところです。その後1か月間、パブリックコメントを募集しました。これらを踏まえて、今回、修正・加筆等をしたものが本日お示しした本文です。

上巻「学校の取組編」が具体的な取組の内容です。また、上巻に基づいて、各学校において実施する児童・生徒に対する学習プログラム及び教員研修プログラムを具体的にまとめたものを下巻「実践プログラム編」として提示しています。

「いじめ総合対策【第2次】（上・下2巻セット）」の構成をまとめたものを示していますが、上巻については、主にパブリックコメントを踏まえて、変更した点や新たに加えたものです。本日は、下巻の内容について具体的に説明します。

A4横の「『いじめ総合対策【第2次】（案）』に対する意見について」を御覧ください。パブリックコメントの意見の総数は8人10件で、全ての意見を集約しています。

まず、1番から3番については、教職員の意識向上、学校の体制整備に関する御意見です。1番の教職員の人権感覚の向上と多様性の尊重については、「いじめ総合対策【第2次】」への記載等で本文に記載している該当ページを載せています。2番、教職員の職場環境の改善の趣旨についても、本文中の該当ページを示しています。3番については、「いじめ発見のチェックシート」に子供の遅刻等の状況も追加すべきではないかという御意見を頂いたので、実際に項目の中に「欠席や遅刻が多くなる」

を追記しています。

4番から8番は、子供への指導の充実に関する意見です。4番については、子供が集中して取組を行うことができるよう指導を工夫することで、いじめなどの行為を行わないようにすることが必要であるとの御意見を受けて、「魅力ある授業の実現」という項目の中に具体的な追記をしたところです。5番の人権教育の推進と6番の子供の気付きを促す指導の充実、7番のやさしさと厳しさによる指導の推進の趣旨については、記載しているページを示しています。

8番は、犯罪に該当する行為への対応ということで、犯罪に該当するいじめの行為を小学校のときから正しく指導すべきではないかという御意見を頂きました。これについては、新たにページを追加しました。具体的には、上巻の105ページに、「学校において生じる可能性のある犯罪行為等について」として、文部科学省の通知に基づいて、いじめの対応、事例、刑罰及び法規を一覧として示しています。個々の事例について、学校が警察に相談・通報すべきか否かは、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、都教育委員会からの助言を得ながら、学校が適切に判断することになっていますが、小学校のうちから悪質ないじめは犯罪に該当することを指導していくことも大切と考え、教職員が指導の参考にできるように、今回新たに掲載することにしました。

A4判の参考資料を御覧ください。9番の保護者との連携の推進についても、記載しているページを示しています。

10番について、いじめ問題の解決のため、地域の高齢者等の協力を得ることが必要であるとの御意見を頂きました。これについて、記載しているページを示すとともに、「地域住民に対して、いじめの疑いがある場合には、ためらうことなく学校に通報してもらえるよう依頼しておく」と追記しました。

パブリックコメントを踏まえて、修正・加筆した箇所についての説明は以上です。

次に、文部科学省が設置した有識者会議である「いじめ防止対策協議会」において、本年度中に国の「いじめ防止基本方針」が改正されますが、その案について審議されていることは報道等で御承知かと思えます。現時点では確定していませんが、ほぼ内容が固まりつつあるので、それを踏まえて、「いじめ総合対策【第2次】」についても、その内容を反映し、前回の案に加筆しているところについて説明します。

上巻の15ページを御覧ください。「イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導」の中で、「発達障害を含む障害がある子供、性同一性障害や性的志向・性自認に関わる子供、東日本大震災により被災した子供等、人権上の配慮が必要な子供については、当該の子供の特性を踏まえ、日常的に保護者と連携しながら、他の子供に対して適切な指導を行う」と追記しました。都教育委員会は、これまでも東日本大震災により、都内の公立学校に避難している子供たちに対して、心理職を派遣するなど、学校における重点的な支援体制を確保してきています。昨年から複数の自治体で福島県から避難している子供がいじめを受けているという報道もされているところです。これに基づいて、11月16日、東京都教育委員会からの通知により、誤った認識や偏見を持たず、支え合って災害を乗り越えることの大切さを子供たちに指導するなど、改めて学校に対して避難している子供をいじめから守る対策の強化を求めているところです。その趣旨に合った形で追記しています。特に配慮が必要と考えられる子供については、重点的に指導を行い、確実にいじめを防止することが大切であることを示しています。

次に、下巻の「実践プログラム編」について説明します。

2ページの目次を御覧ください。まず、教員がいじめに関する授業のための指導案を示した「いじめ防止のための『学習プログラム』」、いじめに関する研修のための「いじめ問題解決のための『教員研修プログラム』」、この2種類のプログラムで構成しています。

まず、「学習プログラム」についてです。年3回以上、いじめに関する授業を通して、意図的、計画的にいじめ問題に対応できる力を児童・生徒一人一人に身に付けてもらうことを狙いとして、小学校から特別支援学校までの全ての校種、学年で実施できる学習指導案や資料等を掲載しています。具体的に、8ページの全体像を御覧ください。「学習プログラム」の指導内容一覧表です。縦列に四つの項目がありまして、1番目の「いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成」から、4番目の「規範意識の醸成」という構成になっています。横軸が、学年別に分かれた内容になっています。特に、1番目の「いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成」では、特別の教科「道徳」及び「人間と社会」のプログラムとして作成している

ところでは、「道徳」では、いじめに関する題材を基に、児童・生徒一人一人がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる内容として構成しています。また、高校では、「人間と社会」で、いじめの防止に向けて協力し合い、より良い学校生活を作り出す自主的な態度を培う内容としています。

さらに、4番目の「規範意識の醸成」では、小学校の高学年、中学校及び高校では、現在、東京都で取り上げているSNS上でのいじめを取り上げて、インターネット上で規範意識を育むための指導事例を今回新たに盛り込んだところです。

12ページ、「学習プログラム」の体裁を御覧ください。一事例、見開き2ページで構成しています。まず、授業の指導案を掲載していますが、板書例や教材文を具体的に入れてあります。このことによって、現在、若手から経験豊かな教員まで様々な力量の教員がいますが、本プログラムを使用することによって一定の授業の質が確保できるように工夫いたしました。

次に、70ページを御覧ください。「教員研修プログラム」ですが、全ての学校で必ず実施することが求められている校内研修の取組事例を示しています。上巻で示した未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態の対応について、全ての教員が理解できることをねらいとして、いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義や組織的対応の在り方等についての研修ができる構成となっています。特にStep1の研修1から研修3は、全ての学校で年3回以上実施する研修の中で、全教職員の共通理解を図っていただきたいということで構成しています。Step2の研修4以降については、自校が課題としているプログラムを選択しながら実施できるプログラムになっています。

86ページを御覧ください。研修8ですが、いじめの解消に向けて効果があった4事例の取組を示して、解決に向けて教員がどのように対応していけばよいのか協議ができるものになっています。また、学校いじめ対策委員会の役割についての理解を深めて、いじめ問題に対して組織的に対応できる力を向上させることをねらいとしているところです。88ページに示したように、具体的に解決の事例、事例が解決になったポイントなどを示して、協議をしながら、まず自分で考え、その後、具体的に解決の流れを作った4事例を示しています。

続いて、95ページを御覧ください。いじめ問題への対応事例として、これまで学校から報告されたいじめへの対応の中で、教員が小さなトラブルに気付いて、いじめを発見した事例など6事例を示して、学校いじめ対策委員会が適切に機能して、組織全体で解消に導いた成功事例をエピソード形式で示しています。学校のいじめ問題への対応の課題がクローズアップされることが多いですが、多くの学校では、いじめに対して適切に対応したことにより、重篤化しないで解消している事例が多数報告されています。このような成功事例の共有化を東京都の教員全体でできればと思い、今回、エピソード形式で示しています。そして、教職員が自信を持っていじめ問題に対峙できるようになることを期待しています。

説明は以上ですが、本日、御決定いただいた後、製本し、今年4月に都内公立学校の全教員に上・下巻セットで配布します。また、配布するだけではなく、本総合対策を真に実効性のあるものにしていくためには、各校における着実な実践と教職員の熱意が必要であると考えており、都教育委員会としても、引き続き学校や教職員の真摯な取組を全力で支援してまいりたいと考えています。御審議のほど、よろしくお願ひします。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問はございますか。

【大杉委員】 大変充実した内容になっていますが、併せて実効性について問われると思うので、その点についての考えを伺います。

【指導部長】 各校には最低年3回は研修をしていただくよう要請していますが、「いじめ」の定義を都内教職員全体で押さえることがポイントであることを示しています。その他、各校で不明な点があれば、東京都教育委員会から指導主事等を派遣して研修の講師をしたりして、教員からも御理解を頂いているので、そのような形で実施していければと考えています。

【大杉委員】 これまでの知見に基づいて策定されていると思いますが、今後、様々な現場で実践していく中で、別の角度からの御意見も出てくると思います。また、限られた時間の中で、より有効に活用していただくことを考えなければいけないのでしようけれども、一方で、学校の中で話合いの場を設けるなど、意識付けの理解を得られるように各校で是非取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

【指導部長】 指導主事連絡会や校長連絡会等で十分に説明していきたいと思いません。

【秋山委員】 充実した内容のプログラムになっていると思います。学校いじめ対策委員会の取組の年間プログラムについて、進行状況や研修会の実施状況をチェックする人材が学校の中に必要ではないでしょうか。

【指導部長】 校長を中心としてプログラムを作成しているので、おおむね副校長等が進行状況等を把握していると思います。また、都教育委員会で年3回、いじめに関する調査を実施しているので、その都度、各学校での状況を確認しています。例えばアンケートを実施しているか、課題はなかったか等を把握し、都教育委員会の方からも指導・助言を行っています。

【秋山委員】 主に副校長がチェックしていると考えればよろしいですか。

【指導部長】 はい。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 いじめの問題は、各事例ごとに状況が違い、一般化・普遍化できるようなものではないと思います。いじめに限らず、危機管理というのはマニュアル化できるものではない部分をどのように見付けていくかということが重要だと思います。そのためには、教職員や事務職員、保護者も含めて、大人の側がどのような態度をとるかが大切になってくると思います。例えば教員側が、取組によっていかに自分が成長したか、気づきがあったか、あるいは事前事後で対応がうまくできるようになったか等の実感が持てるような取組も同時に必要だと思います。したがって、取組後の成果を実感できるような、きめ細かい対応についても工夫していただければと思います。

【指導部長】 対応事例などに具体的な成功事例を入れており、具体的に実践して成功体験を多くの教職員が実感できるように指導・助言等を行っていきたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 上巻の15ページに「発達障害を含む障害がある子供、性同一性障害や性的志向・性自認に関わる子供」とあります。最近、発達障害も社会的に理解が進んできていると思いますが、性同一性障害等の性的な部分に関しては、知識や対応が

まだ十分ではない部分があるのではないかと思います。特に欧米に比較すると、日本は性的な部分についての理解が進んでいないと思うので、教職員、保護者においても、研修も含めて更に対策を構じていく必要があるのではないかと思います。

【指導部長】 プログラムの中でも人権教育の課題は事例を挙げながら取り上げています。また、校長対象、教員対象の研修の中でも実際に体験者の話を聞くなど、研修の内容を更に深められるよう工夫していきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 非常にきめ細かな内容になっていると思います。実践プログラムに具体的な事例を入れているのは、特に新任の教員にとっては非常に参考になると思います。問題は、これを都教育委員会の免罪符にはいけないと思うので、いかに現場に伝えていくか、教職員にいかに理解してもらおうかということだと思います。とりわけ、上巻の29ページにも指摘されていますが、保護者、地域の方との連携が、本マニュアルを有効にする大きなポイントになると思います。

例えば福島県から避難している子供に対するいじめの問題がありましたが、これは子供の発想では出てこないと思うし、日常的に地域、あるいは家庭の中で元になる話が出て、それが子供の頭の中にすり込まれているというようなケースだと思います。具体的な問題が起きたときに、本マニュアルの考え方をベースに、しっかりフォローしていくことが必要ですし、地域と学校の連携が非常に大事になってくると思いますが、東京都がその点の意識が少し欠けているのではないかと常々感じているので、今後ともしっかりした対策をお願いしたいと思います。

【指導部長】 本プログラムが浸透していくように都教育委員会としてもしっかり対応していきたいと思っていますし、地域連携についても、PTA等の機会を捉えて学校から発信できるようなことも指導・助言していきたいと思っています。

【宮崎委員】 昨今、東京都では地域社会の人間関係の断絶等が指摘されていますが、少なくとも学校区では地域社会を復活させるという努力があるとともに、ポイントごとのいじめ問題だけではなく、全体の環境整備を考える必要があると思います。地域連携の意識を見直すことによって、健全な子供が育つと思うので、教育の使命の一つとして醸成していけたらと思います。

また、パワハラなどを指摘されることにおびえて、教員の指導が消極的になっている場面もあるやに聞いています。副校長先生がキーパーソンだという話もあったように、個々の事例で適切にフォローしていただく等、教員同士の連携も充実させていただきたいと思います。

【指導部長】 御指摘の点を生かして実施していきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。
——〈異議なし〉——それでは、本件につきまして、原案のとおり御承認いただきました。

第8号議案 管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 次に、第8号議案、管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を人事企画担当部長、お願いします。

【人事企画担当部長】 第8号議案資料を御覧ください。管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明します。

本件は、副校長の管理職手当を引き上げるための必要な規定改正を行うものです。

具体的な内容として、副校長の管理職手当については、月額7万2,300円を月額8万700円に、再任用副校長については、月額5万3,000円を月額5万9,200円に引き上げるものです。

裏面の別紙を御覧ください。改正の必要性についてです。平成28年10月に、東京都人事委員会が出した「職員の給与に関する報告と勧告」の中で、特に学校の副校長の処遇について、職責等の変化に応じた処遇を検討する必要があるとの意見が付されました。この意見が付された背景ですが、平成20年の学校教育法改正で、副校長は校長を助け、命を受けて校務をつかさどる職としての、従来の教頭以上の職責を担う者として法律に位置付けられました。都内の公立学校においても、副校長を校長とともに学校経営を行うマネジメント職として位置付けてきたわけですが、一方で、多忙化の問題もあり、管理職選考の申込者数の低迷が課題となっています。

このため、昨年5月に、区市町村教育委員会、学校の代表者を含めた教育管理職確保対策検討委員会を立ち上げ、対策の検討を行ってきました。その結果を受けて、校務改善などの業務負担の軽減、管理職選考の受験資格の拡大等の任用制度の見直し、その他対策を予定しているところですが、併せて検討委員会でも職の魅力という観点で、意見のあった副校長の処遇の改善にも取り組む必要があるということで、事務局から人事委員会に検討を要望していたものです。

これらの経過を踏まえて、今回、知事部局、人事委員会事務局との調整を進めてきましたが、結論として、本案件のとおり、管理職手当の支給額を引き上げることの調整ができましたので、必要な規定の改正を行うものです。

改正内容ですが、定年前の副校長については、月額8,400円上げます。「行政系課長との比較」にあるとおり、引上幅については、行政系課長の手当額との比較で、現行の副校長の手当額は行政系の専門課長の水準に近い形で決定していましたが、今回、出先課長並みの水準にするという考えになったものです。

改正規則の施行は、平成29年4月1日を予定しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はございますか。

【秋山委員】 「現行」というのは、昭和33年から変更がなかったということになるのでしょうか。いつから現行の金額だったのでしょうか。

【人事企画担当部長】 平成13年度から現行の水準です。

【遠藤委員】 基本的に異議はありませんが、副校長の業務の見直しとか、処遇改善も副校長の希望者が低迷していることに対する対策の一つだと思います。仮定の話になりますが、このような対策によって希望者が増えると期待してよろしいでしょうか。

【人事企画担当部長】 管理職不足の要因については、副校長職の多忙化、処遇の改善、また受験資格の年齢層が少ないことなどがあると思います。それらも合わせて検討していき、受験者数を増加させたいと思っています。

【宮崎委員】 いじめの問題でもキーパーソンは副校長とありましたが、副校長は大変重要な位置付けだと思います。それだけに責任も重いので、希望者も少なくなる

ということもあるかもしれませんが、教育職に携わっているのは、金額でモチベーションが上がるというよりは、それとは違う部分に評価の枠組みがあることも必要かと思えます。給与が上がることに問題はないと思いますが、例えば研究休暇をまとめて取ることができるか、重大な問題を解決したときにはそれなりの評価が得られるとか、全体的にソフトウェアの業務を評価できるような枠組みも同時に考えてほしいと思います。手当が上がったから副校長を希望するということではないような気がするので、その辺りのお考えを伺いたいと思います。

【人事企画担当部長】 手当額だけではなく、副校長の多忙化については、外部人材等の活用も含めて、検討を続けていきたいと思っています。

【宮崎委員】 年齢的には、若い教員でも、それなりの資質があれば副校長を希望することはできるのですか。

【人事企画担当部長】 今後、女性も含めた若手教員も受験できるように検討中です。

【大杉委員】 宮崎委員と同意見ですけれども、基本的に業務内容を見直していくことが最も重要かと思えます。特に副校長がやる必要もないだろうと思われる事務作業的なことまで現行ではかなり行われていると見受けられますので、事務系統との関係も含めて、補佐し、教育職の中での役割分担についてもしっかり考えていただければと思っています。

【教育長】 各委員からの御意見はもっともで、今回の案件については、数多くある対応策の一つということで、総合的に対策をとっていかないと、根本的なところに問題があると認識しているので、今後、更に検討を深めていければと思っています。

ほかにはよろしゅうございますか。

では、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、本件につきまして、原案のとおり御承認いただきました。

報 告

(1) 「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会報告書」について

【教育長】 次に、報告事項（１）「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会報告書」について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料（１）を御覧ください。「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会報告書」の概要について、説明します。

まず、経緯ですが、本委員会は、教育支援センターの機能充実や不登校特例校の広がりに向けた協議・検討を目的として、平成28年５月に設置し、これまでに計８回の会議を開催しました。今回御説明する報告書については、昨年10月開催の教育委員会でお示しした「中間のまとめ」の内容に、昨年12月に成立した新法「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえて、不登校特例校の設置促進に関する内容等を追加して記載したものです。

「Ⅱ 中間まとめ（10月27日）での主なポイント」を御覧ください。「１ 教育支援センターの機能充実に向けた必要な視点」として三つの視点を示しており、２では、教育支援センターの充実方策に向けた提言をまとめています。これらの内容について、昨年10月27日に「中間のまとめ」として報告をさせていただき、その内容を踏襲した形になっています。

続いて、「Ⅲ 最終報告で盛り込まれた主なポイント」を御覧ください。まず、今回新たに追加したのが不登校特例校の設置促進に向けた提言です。（１）にあるように、不登校特例校は、不登校児童・生徒を対象として特別の教育課程を編成して教育を実施するもので、文部科学大臣認定の学校の通称です。年間の授業総数は通常の７～８割程度に設定しており、体験型の学習を多く取り入れるなど、工夫した取組を実践しています。都内では、現在、八王子市立高尾山学園１校のみ設置されています。

（２）にあるように、特例校の特徴は、文部科学大臣が認定する学校であること、一定程度の教育水準が保たれていること、また、学校であることから、法律に基づき教職員が配置される等、運営体制が整えられていること、子供たちの学習成果を適正に評価することで、将来の社会的自立に向けた意義のある教育が行われていることが挙げられると思います。

また、（３）の設置に当たって考慮すべき事項ですが、児童・生徒のペースに配慮

した教育環境を整備するためには、適切な教員の配置に加えて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等、運営体制の充実が必要であること、また、地域の状況によっては、分校や分教室という設置形態も有効であることを示しています。

次に、「2 教育支援センターにおけるアセスメントの実施体制」として、できるだけ早い段階にアセスメントに関与できる関係を築くことが重要であること等も示されています。

報告書の概要についての説明は以上です。

最後に、本報告書及び新法の成立を受けて、都教育委員会としては、今後の対応として三つの事項を掲げています。まず、教育支援センターの機能強化を図る区市町村への補助事業を、来年度からモデル事業として展開したいと考えています。また、不登校特例校の設置に関する区市町村への普及・啓発の具体化を来年度進めてまいりたいと思います。さらに、新たな不登校を生まないための手引を、平成31年度から活用できるように、来年度から準備に入りたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見はございませんか。

【遠藤委員】 不登校特例校に指定されているのは高尾山学園のみということでしたが、今後、不登校特例校を増やす方向にあるのでしょうか。以前、特例校に指定される前の段階の福島の私立学校を視察したことがあります。その学校は、国の認定に該当するようなことができないので、本文の33ページに記載があるように、NHKの放送学園と提携して、単位取得は通信教育で、スクーリングはその学校で行うという形で不登校のカバーをするということを行っていたのですが、具体的に推進をする場合に、そういう方策も経費の観点からは一案かと思います。高尾山学園のようなものを更に増やしていく方向なのか、あるいは具体的に通信教育とのセットでセーフティネットを拡充していく方向にあるのか、その辺りの考えをお伺いしたいと思います。

【教育長】 私からお答えします。小・中学校から不登校の子供が出てくるということからすると、原籍校の小・中学校との連携が非常に重要になると思います。したがって、各区市町村において、不登校特例校を作っていくという方針があるかどうか。

また、そのような方針を持つところについて、具体化に向けての支援をどこがどのように行うのかというところが重要なポイントではないかと思っています。都教育委員会としては、昨年、施行された法律の周知、また、どのような授業や学校を作っていくのかということについての具体的なアドバイス等を行いながら、都教育委員会として区市町村を支援するという形を当面は行っていきたいと思っています。そういう中で、区市町村で八王子市の高尾山学園のようなものを作りたいというところが具体的に出てくれば、都教育委員会として全面的に支援をしていくということになるかと思っています。

【遠藤委員】 分かりました。

【大杉委員】 平成29年度からモデル事業として展開するということですが、現段階で具体的な計画がある区市町村はございますか。

【指導部長】 本事業とは別のモデル事業ですが、大田区、渋谷区、小金井市等、13地区を指定し、今年度から既にも実施されています。その中でいろいろな取組を実施していただき、その情報を東京都で集約し、他の区市町村にも紹介する中で全体に広げていければと思っています。新たなモデル事業も、予定では平成29年度から平成31年度までの3年間で実施する内容になっていまして、教育支援センターにおける人材の充実、指導員のスキルアップ、講座の充実、具体的な施設設備の問題等の項目を立てて、その中から二つ選んで実施していくという事業になっています。

【大杉委員】 東京都の事業の枠で、モデル事業として行っているのですか。

【指導部長】 はい。それと、国の枠もありまして、合わせて13地区で行っていますので、更に支援をしていければと考えています。

【宮崎委員】 不登校になる理由は様々あると思うのですが、場合によっては、いじめかもしれないし、特別支援教育が必要なケースかもしれない。いじめ総合対策、特別支援教育の対策との関連について、相互乗入れで何か行うとか、部分的に連携しているところとか、横の関連性というのは計画の中に盛り込まれているのでしょうか。

【指導部長】 例えば不登校の子供に対する支援の中で、いじめ対策の中にあるテキストを活用することなどはできるのではないかと思っています。様々なことが重なっていますので、モデル事業の中で更に実践していただいて、その内容を区市町村教

育委員会に広げていければと考えています。

【宮崎委員】 初めに計画や政策があって、それに当てはめていくのではなくて、一人一人の子供の状況にこれらの施策をどう当てはめていけるかということで、有機的につなげていただきたいと思います。

【教育長】 教育支援センターにおけるアセスメントの実施体制の充実とありますが、不登校の原因は様々なので、個々のケースの状況を十分に把握して、それぞれのケースに応じて必要な機関につなげていく、必要な対策をとるということだと思っています。

【秋山委員】 私も、アセスメントは非常に大事だと思っています。本事業には、アセスメントと居場所作りと二つの柱があるのではないかと理解しました。本文の29ページにある具体例が非常に有効ではないかと思っています。実際、この動きを各区市町村の教育相談室で、不登校に限らず、教育支援センターという発想に限らず、教育相談室も同様の発想で動けるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【指導部長】 各区市町村で色々な形態で実践しているので、その内容を示しながら、教育相談室と指導主事、スクールカウンセラーとの連携を図り、早い段階で各学校に関わりを持てるようにしていければと思っています。

【秋山委員】 学校との連携も明確に示されていますし、アセスメントができる体制ではないか思います。

【指導部長】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月23日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程について、次回教育委員会定例会は、2月23日木曜日、午前10時から教育委員会室にて開催を予定しています。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回教育委員会定例会は、2月23日でございますので、よろしく願いいたします。

その他で何かございますか。

【秋山委員】 東京駅伝の感想を述べさせていただきます。視察させていただきましたが、設営、運営ともに素晴らしいと思いました。事務局の方、本当に御苦勞様でした。子供たちの素晴らしい走りに感動しましたし、走る息づかいや足音も感じる事ができて、非常に良かったと思います。市長の方々も来られていましたが、近隣だけでなく、是非多くの方に見ていただきたいと思いました。

【教育長】 ありがとうございます。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午後1時55分)